

---

プロジェクト	公正価値測定に関するガイダンス及び開示
項目	投資信託の時価の算定に関する取扱い

---

### 投資信託の時価の算定に関する取扱い

1. 2019 年 7 月 4 日に公表した企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定基準適用指針」という。）第 26 項において、投資信託の時価の算定に関しては、企業会計基準第 30 号「時価の算定に関する会計基準」公表後概ね 1 年をかけて検討を行うこととし、その後、投資信託に関する取扱いを改正する際に、当該改正に関する適用時期を定めることとするとしている。
2. また、時価算定基準適用指針第 27 項において、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記については、一定の検討を要するため、投資信託に関する取扱いを改正する際に取扱いを明らかにすることとし、それまでの間は貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額に関する注記を要しないこととしている。
3. 第 1 項に記載した投資信託の時価の算定に関する ASBJ 事務局が整理した主な論点及びそれに対する分析について、第 433 回企業会計基準委員会（2020 年 5 月 14 日開催）及び第 155 回金融商品専門委員会（2020 年 6 月 18 日開催）で審議を開始しており、第 155 回金融商品専門委員会で聞かれた意見は審議事項(4)-3 に記載している。
4. 本日は、第 1 項に記載した投資信託の時価の算定に関する ASBJ 事務局の提案について、これまでの審議で聞かれた意見を踏まえ提案を更新している（審議事項(4)-2）。

以 上